

飯田市立追手町小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場にたって行うよう徹底させる」としています。(文部科学省)

2 いじめ問題についての基本認識

○いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるもの

○「いじめは、人間として絶対許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」

○いじめは重大な人権侵害である。暴力、金品の窃盗やたかり、誹謗中傷などは犯罪行為

3 いじめの未然防止

(1) 教師の人権感覚を磨く

(2) 学級経営を充実する

①教師の受容的、共感的な態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる

②児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくり

③正しいことば遣いができる集団を育てる

④学級の規範やルールが守られる指導を継続する

⑤児童の実態を把握するため学期に1回質問紙調査を実施する

日々の児童の様子を観察や欠席・遅刻・早退の日数等の状況を活用する(朝や帰りの会等)

⑥担任として、定期的に学級経営を見直す(学期に1回学級経営案の発表)

(3) 授業の充実

①児童の学び合いを大切に、「分かった」「できた」という授業づくり

②自己表現の力を育てる授業、友の学びのよさを認め合う授業づくり

(4) 道徳、特別活動

①「人間いのちを大切に」に関わる題材をとりあげ指導する

②せせらぎ月間(人権教育)でいじめも含め人権に関わる指導を計画的に実施する

③1年～6年の縦割りで活動する機会をつくり、上級生と下級生の仲間意識を醸成する

4 いじめの早期発見

(1) いじめを発見する手だて

○教師と児童の日常交流を通じた発見

○複数の教員の目による発見

○アンケート調査の実施(各学期)

○学級の人間関係の客観的な把握(Q-U調査の実施:年2回)

○教育相談による把握(なんでも相談室の設置、月1回相談の日の実施など)

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

○日頃からいじめを訴えることは人権や命を守る立派な行為であることを指導

○学校へのいじめの訴えや相談方法を児童や保護者に周知

(3) 保護者や地域からの情報提供

○学校のいじめ問題への取組について保護者や児童に周知し、いじめ発見に協力を依頼するとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける

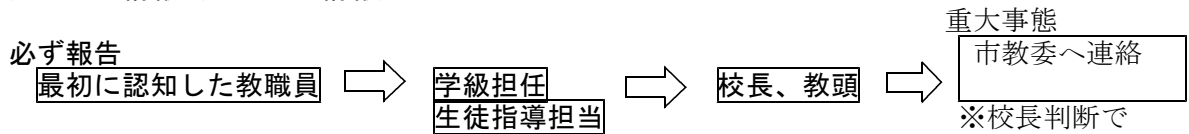
○家庭でのいじめ発見のチェックポイントを配布するとともに、いじめ発見の連絡方法を周知する

5 いじめ発見から解決まで

発見から指導、組織的対応の展開

いじめが発生したら、他の業務に優先してかつ、即日当該情報を速やかに学校(いじめ対応委員会・校長・教頭)に報告し、学校の組織的対応につなぐ。

(1) いじめ情報（気になる情報）のキャッチ



(2) 対応チームの編成

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任（教務会）、担任、当該学年教員、養護教諭

(3) 対応方針の決定、役割分担

- ①情報の整理（態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童）
- ②対応方針（緊急度の確認、事情聴取や指導の際の留意事項の確認）
- ③役割分担（被害者からの事情聴取と支援担当、加害者からの事情聴取と指導担当、周囲の児童と全体への指導担当、保護者への対応担当・関係機関への対応担当）
- ④情報共有（調査結果をもとに職員会等での職員間の情報共有を行う→全職員で対応）

(4) 事実の究明と支援・指導

- ①聴取は、被害者→周囲にいる児童（冷静に状況をとらえている児童）→加害者の順
- ②状況、きっかけ等じっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする

〔留意事項〕

- ア 聴取は、人目につかない場所や時間帯に配慮して行う
- イ 安心して話せる人や場所に配慮する
- ウ 関係者からの情報に食い違いはないか、複数の教員で確認しながら聴取をする
- エ 情報提供者などの秘密の厳守
- オ 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する

(5) いじめの被害児童、加害児童、周囲の児童への指導

①被害児童への対応

〔基本的な姿勢〕

- 徹底していじめられた児童の味方になる
- 安易に解決したと判断せず、支援を継続する

〔事実の確認〕

- 児童が話しやすい担任、教師が対応する
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞く

〔支援〕

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導について伝える
- 児童のよさや優れているところを認め励ます
- いじめている児童とのかかわり方などこれからの行動の仕方を具体的に指導する
- 今後、最後まで経過を見守ることや、いつでも相談できるよう連絡先などを伝える

〔経過観察〕

- 生活ノートの交換や面談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める
- 授業や学級活動等での活躍の場や友人との関係作りを支援する
- 対外的な支援（スクールカウンセラーなど）にも必要によってケアの依頼をする
- 安易に問題が解決したと判断せず、国の指針で示されたいじめ「解消」のめやすである「3ヶ月」経過を見守る。

②加害児童への対応

〔基本的な姿勢〕

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる

〔事実の確認〕

- 教師は中立の立場で事実確認をする
- 話しやすい話題から入り、うそやごまかしのない事実確認を行う

〔指導〕

- 被害児童の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせながら今後の行動の仕方について考えさせる
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをしっかり聴く

〔経過観察等〕

- 生活ノートや面談など教師との交流を継続し、成長を確認する
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく
- 保護者との連絡を定期的にとり、状況報告をしたり、家庭の様子を聞いたりし、再発防止につなげる

③観衆・傍観者への対応

〔基本的な姿勢〕

- いじめは、学級や学校全体の問題として対応していく
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す

〔事実確認〕

- いじめの事実を伝えることは人権と命を守る立派な行為であることを伝える

〔指導〕

- 周囲ではやし立てたり傍観していた児童も、問題の関係者として事実を受け止めさせる
- 被害児童は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせる
- これからどのように行動したらよいのか考えさせる
- いじめ発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて考えさせる
- いじめを許さない集団作りに向けて話し合いを深める

〔経過観察〕

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく

6 保護者との連携

- (1) いじめられている児童の保護者との連携
- (2) いじめている児童の保護者との対応
- (3) 保護者との日常的な連携

7 重大事態が発生した場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき<ul style="list-style-type: none">○自殺を企図した場合○身体に重大な障害を負った場合○金品などに重大な被害を被った場合○精神性の疾患を発症した場合二 いじめにより相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合<ul style="list-style-type: none">○年間30日をめやすとする。ただし、一定期間欠席している場合は迅速に報告・調査 |
|--|

重大事態が発生した（と疑われる）場合は、「いじめ防止対策推進法」第3条第一項に基づき、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。（以下は別紙、「飯田市のいじめ防止等のための基本方針」による）

8 その他

- (1) マスコミ等外部への対応は校長の指示のもとに行う（職員は聞かれても「校長対応である」と答える）